

第72号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

介護サービス事業者等の指定の審査に係る手数料を新たに定めるとともに、建築基準法の一部改正に伴い、新たな用途地域内における建築等の許可申請手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 2 民生関係の表に次のように加える。

26	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。）の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域内にあるものに限る。27の項から29の項まで、32の項及び33の項において同じ。）に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	1件につき 20,000円
27	介護保険法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。）の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請手数料	1件につき 30,000円
28	介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。）の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
29	介護保険法第78条の12の規定による	指定地域密着型介護老人福祉	1件につき 15,000円

	り読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。）の指定の更新の申請に対する審査	施設入所者生活介護事業者指定更新申請手数料	
30	介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1件につき 20,000円
31	介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
32	介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件につき 14,000円
33	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 7,000円
34	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者（同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。35の項において同じ。）の指定の申請に対する審査	指定事業者指定申請手数料	1件につき 14,000円

35	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定事業者指定更新申請手数料	1件につき 7,000円
----	---	----------------	--------------

別表 3 建設関係(2)建築基準法関係の表番号19の項事務の欄中「第12項」を「第13項」に改め、同表番号22の項、23の項、32の項、35の項、43の項、49の項及び60の項事務の欄及び名称の欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表 3 建設関係(6)芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係の表番号2の項名称の欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護サービス事業者等の指定の審査に係る手数料を新たに定めるとともに、建築基準法の一部改正に伴い、新たな用途地域内における建築等の許可申請手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 介護サービス事業者等の指定の審査に係る手数料を次のとおり定める。

(別表 2 民生関係の表関係)

名称	金額(1件)
地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設を除く。)	
指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	20,000円
指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	10,000円
地域密着型介護老人福祉施設	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請手数料	30,000円
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定更新申請手数料	15,000円
居宅介護支援	
指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	20,000円
指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	10,000円
地域密着型介護予防サービス	
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	14,000円
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	7,000円
介護予防・日常生活支援総合事業	
指定事業者指定申請手数料	14,000円
指定事業者指定更新申請手数料	7,000円

- (2) 新たな用途地域として定められた田園住居地域（※）内における建築等許可申請手数料を1件につき180,000円と定める。

(別表 3 建設関係(2)建築基準法関係の表関係)

※ 田園住居地域とは、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域をいう。

- (3) その他規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日

介護保険法抜粋

(地域密着型介護サービス費の支給)

第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用，居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

(第2項から第10項まで省略)

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第54条の2 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者（以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。）に係る特定地域密着型介護予防サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援

の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

(第2項から第10項まで省略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第70条 第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

(第2項から第8項まで省略)

(指定の更新)

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(第2項及び第3項省略)

4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特

例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。) に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

(第2項から第11項まで省略)

(準用)

第78条の12 第70条の2, 第71条及び第72条の規定は, 第42条の2第1項本文の指定について準用する。この場合において, これらの規定に関し必要な技術的読替えは, 政令で定める。

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第79条 第46条第1項の指定は, 厚生労働省令で定めるところにより, 居宅介護支援事業を行う者の申請により, 居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

(第2項及び第3項省略)

(指定の更新)

第79条の2 第46条第1項の指定は, 6年ごとにその更新を受けなければ, その期間の経過によって, その効力を失う。

(第2項及び第3項省略)

4 前条の規定は, 第1項の指定の更新について準用する。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は, 厚生労働省令で定めるところにより, 地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により, 地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い, 当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあつては, 当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について, その効力を有する。

(第2項から第7項まで省略)

(準用)

第115条の21 第70条の2の規定は、第54条の2第1項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地域支援事業)

第115条の45 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第3項第3号及び第115条の49を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

(1) 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第1号事業」という。）

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第1号訪問事業」という。）

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）

(ハ及びニ省略)

(第2号省略)

(第2項から第5項まで省略)

(指定事業者の指定)

第115条の45の5 第115条の45の3第1項の指定（第115条の45の7

第1項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第1号事業を行う事業所ごとに行う。

(第2項省略)

(指定の更新)

第115条の45の6 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

介護保険法施行令抜粋

(指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読替え)

第35条の6 法第78条の12の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省略)		
第70条の2第4項	前条	第78条の2
	第1項	第78条の12において準用する第1項
(省略)		

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に関する読替え)

第35条の13 法第115条の21の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省略)		
第70条の2第4項	前条	第115条の12
	第1項	第115条の21において準用する第1項

介護保険法における介護サービスの指定権者

都道府県・政令市・中核市が
指定・監督するサービス

市(政令市・中核市を含む)・町・村が
指定・監督するサービス

介護給付対象サービス(要介護者)

居宅サービス	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	特定福祉用具販売

地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護
	地域密着型通所介護(定員18人以下)

※平成28年4月から地域密着型サービスに移行
(定員18人以下の小規模な事業所)

居宅介護支援(ケアマネジャー)

居宅介護支援(ケアマネジャー)

※平成30年4月から権限移譲

施設サービス	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設

予防給付対象サービス(要支援者)

介護予防サービス	介護予防訪問介護
	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防通所介護
	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護
	介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売

地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防支援(地域包括支援センター)

※平成30年3月31日までに全て移行
(平成29年度は移行期間)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援者・事業対象者)

総合事業	第1号訪問事業
	第1号通所事業

兵庫県下の指定申請(新規・更新)手数料の状況

各介護サービス毎に指定権限のある地方公共団体において条例で定めている指定申請(新規・更新)手数料は、全て同額である。

事業の種類		新規	更新	徴収開始時期		
				県	政令市 中核市	左記以外の 市・町
居宅サービス		20,000円	10,000円	H21.4	H24.4	/
居宅介護支援(ケアマネジャー)		20,000円	10,000円			
施設サービス	介護老人福祉施設	30,000円	15,000円			
	介護老人保健施設	63,000円	15,000円			
	介護療養型医療施設	—	15,000円			
介護予防サービス		14,000円	7,000円			
地域密着型サービス (地域密着型介護老人福祉施設を除く。)		20,000円	10,000円	/	H24.4	H28.4ほか (※1)
	地域密着型介護老人福祉施設	30,000円	15,000円			
地域密着型介護予防サービス		14,000円	7,000円			
介護予防・日常生活支援総合事業		14,000円	7,000円			

政令市:神戸市

中核市:姫路市・尼崎市・西宮市

※1: (H28.4～)加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
(H29.4～)西脇市・三木市・加西市・多可町
(H29.10～)小野市・加東市

※2: (H29.10～)小野市
(H30.4～)加西市

改正後	改正前
<p>（用途地域等） 第四十八条（略） 257（略）</p> <p>8 田園住居地域内においては、別表第二(ち)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>9 近隣商業地域内においては、別表第二(り)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>10 商業地域内においては、別表第二(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>11 準工業地域内においては、別表第二(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>12 工業地域内においては、別表第二(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>13 工業専用地域内においては、別表第二(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>14 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内においては、別表第二(か)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>15 16 （略）</p>	<p>（用途地域等） 第四十八条（略） 257（略） （新設）</p> <p>8 近隣商業地域内においては、別表第二(ち)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>9 商業地域内においては、別表第二(り)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>10 準工業地域内においては、別表第二(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>11 工業地域内においては、別表第二(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>12 工業専用地域内においては、別表第二(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>13 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内においては、別表第二(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p> <p>14 15 （略）</p>

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係（表省略）				1 総務関係（表省略）			
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～ 25	(省略)			1～ 25	(省略)		
26	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。）の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域内にあるものに限る。27の項から29の項まで、32の項及び33の項において同じ。）に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	1件につき 2 0,000円				
27	介護保険法第78条の2	指定地域密着型介護老人福	1件につき 3				

改正案			現 行		
	第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業に限る。）の指定の申請に対する審査	福祉施設入所者生活介護事業者指定申請手数料 0,000円			
28	介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。）の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料 0,000円	1件につき	1	
29	介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者	福祉施設入所者生活介護事業者指定更新申請手数料 5,000円	1件につき	1	

改正案			現 行		
	者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。）の指定の更新の申請に対する審査				
30	介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1件につき 0,000円	2	
31	介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1件につき 0,000円	1	
32	介護保険法第115条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件につき 4,000円	1	
33	介護保険法第115条の2第1の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 7,000円	7,	

改正案			現 行		
	用する同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査				
34	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者（同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。35の項において同じ。）の指定の申請に対する審査	指定事業者指定申請手数料	1件につき 14,000円		
35	介護保険法第115条の45の6第4項において用する同法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定事業者指定更新申請手数料	1件につき 7,000円		
3 建設関係 (1) (表省略) (2) 建築基準法関係			3 建設関係 (1) (表省略) (2) 建築基準法関係		

番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ～ 18		(省略)		1 ～ 18		(省略)	
19	建築基準法第48条第1項から第13項までの各項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域内における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円	19	建築基準法第48条第1項から第12項までの各項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域内における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円
20 ・ 21		(省略)		20 ・ 21		(省略)	
22	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき 33,000円	22	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	1件につき 33,000円
23	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外料	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 33,000円	23	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外料	1件につき 33,000円

	外に係る許可の申請 に対する審査				除外に係る許可の申 請に対する審査			
24 ～ 31	(省略)				24 ～ 31	(省略)		
32	建築基準法第59条第1 項第3号の規定に基づ く建築物の容積率、建 蔽率、建築面積又は 壁面の位置の特例許 可申請手数料 の許可の申請に対 する審査	高度利用地区内にお ける建築物の容積率、 建蔽率、建築面積又 は壁面の位置の特例 許可申請手数料	1件につき 160,000 円		32	建築基準法第59条第1 項第3号の規定に基づ く建築物の容積率、建 ぺい率、建築面積又 は壁面の位置の特例 許可申請手数料 の許可の申請に対 する審査	高度利用地区内にお ける建築物の容積率、 建ぺい率、建築面積又 は壁面の位置の特例 許可申請手数料	1件につき 160,000 円
33 ・ 34	(省略)				33 ・ 34	(省略)		
35	建築基準法第60条の2 第1項第3号の規定に 基づく建築物の容積 率、建蔽率、建築面 積、高さ又は壁面の 位置の特例許可申請 に関する特例の許可 の申請に対する審査	都市再生特別地区内 における建築物の容 積率、建蔽率、建築 面積、高さ又は壁面 の位置の特例許可申 請手数料	1件につき 160,000 円		35	建築基準法第60条の2 第1項第3号の規定に 基づく建築物の容積 率、建ぺい率、建築 面積、高さ又は壁面 の位置の特例許可申 請に関する特例の許 可の申請に対する審 査	都市再生特別地区内 における建築物の容 積率、建ぺい率、建築 面積、高さ又は壁面 の位置の特例許可申 請手数料	1件につき 160,000 円
36 ～ 42	(省略)				36 ～ 42	(省略)		
43	建築基準法第68条の3	再開発等促進区等内	1件につき 27,000円		43	建築基準法第68条の3	再開発等促進区等内	1件につき 27,000円

	第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は高さ	における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 又は高さに関する適用除外に係る認定申請手数料			第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> 又は高さに関する適用除外に係る認定申請手数料	における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 又は高さに関する適用除外に係る認定申請手数料		
44 ～ 48	(省略)			44 ～ 48	(省略)			
49	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円	49	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円	
50 ～ 59	(省略)			50 ～ 59	(省略)			
60	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る	1件につき 27,000円	60	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る	1件につき 27,000円	

	定の申請に対する審査	る認定申請手数料			認定の申請に対する審査	係る認定申請手数料		
61 ～ 65	(省略)				61 ～ 65	(省略)		
(3)～(5) (表省略)					(3)～(5) (表省略)			
(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係					(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係			
番号	事務	名称	金額		番号	事務	名称	金額
1	(省略)				1	(省略)		
2	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第6条第3項第2号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における建築物の建蔽率の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円		2	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第6条第3項第2号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における建築物の建ぺい率の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
3・4	(省略)				3・4	(省略)		
(7)～(9) (表省略)					(7)～(9) (表省略)			
4 消防関係 (表省略)					4 消防関係 (表省略)			
5 その他共通関係 (表省略)					5 その他共通関係 (表省略)			